

地域の力が鍵! 「自主防災組織」知っていますか?

☎ 地域安全課消防防災係 ☎801-5782

大規模災害が発生した時は、その時の命を守る為の行動が自分や周りの人が助かるかどうかの明暗を分けます。ライフラインの断絶などにより、行政や消防・警察による早期の救助や支援が行き届かない場合があります。阪神淡路大震災では瓦礫の下から救出された人のうち、約8割が家族や近所の住民によって救出されました。町でも、7月に大雨特別警報が発表され、避難勧告を発令しました。大規模災害は長与町でも起こる可能性があり、いつ自分の身に降りかかるかわかりません。そのような災害発生時に、「地域の力」を結集し、身を守る為の活動を行うのが「自主防災組織」です。

防災用具倉庫の整備



さまざまな防災用品が備蓄された倉庫。いざという時のために、整備しています。

消火器の設置



町内各所に消火器を設置しています。火災発生時には初期消火が重要です。定期的に点検・交換を行っています。

防災訓練



▲水消火器による初期消火訓練



▲地震体験車を使った地震対応訓練

消防団、消防署、警察、社会福祉協議会などの団体と連携して防災訓練を行っています。平素から顔の見える関係を構築し、防火・防災意識の向上に努めています。

自主防災組織の活動に参加しよう!

自主防災組織は、「自分達のまちは、自分達で守る」ためにさまざまな防災活動を行っています。町は現在、96.9%（平成30年3月末時点）という自主防災組織率で、県内でも組織率は高く、活動も活発です。活動の一例として、「煙体験ハウス」や「水消火器」を使った初期消火訓練や「地震体験車」を使った地震対応訓練、防災講話など、さまざまな訓練を地域の方が参加しやすくアレンジして実施しています。活動がしやすくなるように「防災訓練実施マニュアル」を配布し、防災研修を充実化してもらうとともに、ヘルメットや土のう袋などの防災用品の支給、防災訓練や啓発活動経費を助成するなど、活動を支援しています。

新たに自主防災組織を立ち上げる場合には、同様に防災用品や設置補助金を支給しますので、新規組織立ち上げをご検討ください。

「転出」・「転入」・「転居」手続きのご案内

☎ 住民環境課住民係 ☎801-5825

転出届（長与町から町外へ引っ越しする場合）	
届出期間	引っ越しをする日まで。すでに引っ越した場合は引っ越しをした日から14日以内。
届出できる方	本人または同一世帯の方（そのほかの方は委任状が必要）
持ってくるもの	窓口での届出 ● 窓口に来る方の印鑑、本人確認書類（免許証など） ※国民健康保険証・介護保険証など、転出に伴う手続きが必要になる書類の交付を受けている方はそれらの書類をお持ちください。詳しくは各担当課へお問い合わせください。 郵送での届出（以下のものを送付してください） ● 転出証明書送付申請書 ● 届出人の本人確認書類の写し ● 転出先の住所に居住していることを証明するものの写し（アパートの賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し、配達された郵便物の写しなど） ● 返信用封筒（届出人の住所・氏名を記入して、切手を貼ったもの）
その他	● 届出後に転出証明書を発行します。ただし、住民基本台帳カードもしくはマイナンバー（個人番号）カードを利用した転出手続きの場合、転出証明書は発行されません。 ● 発行された転出証明書は転入手続きをされる日まで、大切に保管してください。転出証明書がないと新住所地での転入手続きができませんのでご注意ください。転出証明書を紛失された場合は、再交付の申請を行ってください。 ● 引っ越しの予定がなくなり転出を取りやめたいときは、転出証明書を持参のうえ、転出取り消しの届出を行ってください。届出がない場合、住所がない状態となり今後の手続きを行うことが大変困難になります。 ● 転出予定日の前日までは、長与町の住民票が発行できます。住民票が必要になった方は転出証明書をご持参ください。 ● 転出に伴う諸手続きが必要な場合は、転出手続き後に各担当課にご案内します。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

転入届（町外から長与町に引っ越してきた場合）	
届出期間	引っ越してきた日から14日以内 ※引っ越し前に手続きすることはできません。
届出できる方	本人または同一世帯の方（そのほかの方は委任状が必要）
持ってくるもの	● 窓口に来る方の印鑑、本人確認書類（免許証など） ● 転出証明書または前住所地で転出届出済みの住民基本台帳カードもしくはマイナンバー（個人番号）カード ● マイナンバー（個人番号）通知カード ※マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方を除く ● 国外から転入された場合は転入する方全員分のパスポート ※国外からの転入で長与町に初めてお住まいになる方は、氏名や最終住所地の確認のため、戸籍謄本と戸籍の附票を提出していただく必要があります。詳しくは事前に住民係までお問い合わせください。 ● 外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書
その他	● 転入に伴う諸手続きが必要な場合は、住民登録後に各担当課にご案内します。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

転居届（長与町内で引っ越しをした場合）	
届出期間	引っ越しをした日から14日以内 ※引っ越し前に手続きすることはできません。
届出できる方	本人または同一世帯の方（そのほかの方は委任状が必要）
持ってくるもの	● 窓口に来る方の印鑑、本人確認書類（免許証など） ● 住民基本台帳カード（顔写真付きカードをお持ちの方） ● マイナンバー（個人番号）通知カードもしくはマイナンバー（個人番号）カード
その他	転居に伴う諸手続きが必要な場合は、住民登録後に各担当課にご案内します。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

マイナンバー（個人番号）通知カード、マイナンバー（個人番号）カードなどの住所変更について

皆さまに送付しているマイナンバー（個人番号）の「通知カード」や、身分証明書となる「マイナンバー（個人番号）カード」または「住民基本台帳カード」については、住所を最新のものにする必要があります。入学・就職・転勤などに伴い引っ越しをされる方は、上記の引っ越し手続きとあわせて、これらのカードの住所変更手続きを行ってください。

＼ご協力お願いします／

3月・4月は窓口が大変混雑し、長時間お待たせすることが予想されます。手続きには時間にゆとりを持ってお越しください。またご依頼の内容により順番が前後する場合がございますので、ご了承ください。